

# 第 88 回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時

場所

富山市堤町通り1丁目4番3号  
野村證券株式会社富山支店5階ホール

北陸電気工業株式会社  
証券コード：6989

決議  
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬制度の改定の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第88回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	23
計算書類	27
監査報告	30
株主総会参考書類	35

株 主 各 位

富山県富山市下大久保3158番地  
**北陸電気工業株式会社**  
代表取締役社長 多 田 守 男

## 第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面またはインターネットにより、次頁「議決権行使のご案内」に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、

- ・ 本年は株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・ ご来場いただきましても会場内はソーシャルディスタンスに伴い、席数が限定されますため、ご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。
- ・ この趣旨に鑑みお土産のご用意はございません。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山市堤町通り1丁目4番3号  
野村證券株式会社富山支店5階ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 (1) 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬制度の改定の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hdk.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表




◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hdk.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p><b>2022年6月29日（水曜日）</b> 午前10時</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年6月28日（火曜日）</b> 午後5時到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使する方法</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年6月28日（火曜日）</b> 午後5時入力完了分まで</p>
---	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権の数	議決権の数

議決権行使書用紙の記入欄

議案日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第1・3・4号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

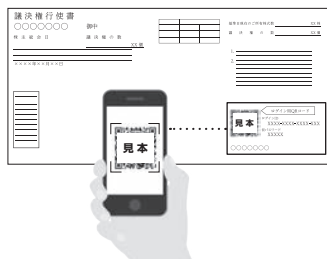
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

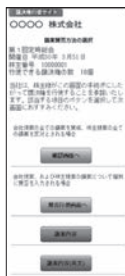
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

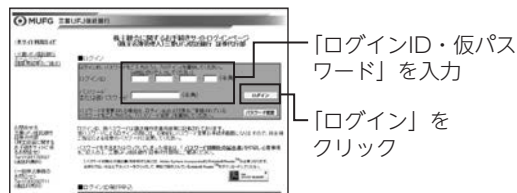
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

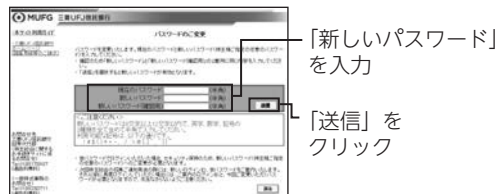
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスのワクチン普及および大型経済対策により欧米では個人消費等が持ち直しに向かいましたが、変異株の感染拡大による供給面での制約が重しとなり、全体としては緩やかな回復となりました。

わが国におきましては、輸出や設備投資の持ち直しが見え始めたものの、変異株の感染が夏および冬に拡大したことなどから、景況は総じて停滞基調となりました。

そのような環境下、エレクトロニクス市場におきましては、中国、米国を中心とした自動車販売の回復や巣ごもり需要を背景に、電子機器生産および電子部品需要は好調な推移となりました。

こうした状況のなかで、当社グループ（当社および連結子会社）におきましては、付加価値率の高い新分野への拡販を図る一方、生産効率の改善を進めました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、自動車向けを主体に受注が回復基調で推移したことから、売上高40,448百万円（前期比+23.2%）、営業利益2,075百万円（同+262.5%）、経常利益2,548百万円（同+288.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益1,949百万円（同+335.5%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 電子部品

自動車関連向け受注の回復を主因に、モジュール、センサ、コンポーネント部品等各品種売上が増加し、売上高39,508百万円（前期比+23.6%）、営業利益3,022百万円（同+107.6%）となりました。

#### ② 金型・機械設備

機械設備の外部顧客への売上が振るわなかったことを主因に、売上高680百万円（同+3.7%）、営業利益17百万円（同△9.1%）となりました。

③ その他

商品仕入及び不動産業等に係る事業であり、売上高655百万円（同+50.5%）、営業利益94百万円（同△1.5%）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度の設備投資は、チップ抵抗器、圧電部品等の増産のための機械装置を主体に行い、全体では1,215百万円となりました。

**(3) 資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

**(4) 対処すべき課題**

自動車電子化の進展、機器の高機能化、IoTなど技術革新が進む市場の変化に対応した取組みに努め、収益性の向上と財務体質の強化を図ってまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第85期 2018年度	第86期 2019年度	第87期 2020年度	第88期 (当期) 2021年度
(連結経営指標)					
売 上 高(百万円)		45,034	38,711	32,825	40,448
経 常 利 益(百万円)		1,564	918	655	2,548
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		776	663	447	1,949
1株当たり当期純利益(円. 銭)		92.70	79.24	53.47	232.89
総 資 産 額(百万円)		40,491	34,945	35,692	40,959
純 資 産 額(百万円)		12,641	12,656	13,287	15,950
1株当たり純資産額(円. 銭)		1,508.33	1,511.79	1,587.51	1,906.08
(個別経営指標)					
売 上 高(百万円)		34,501	29,497	27,021	34,649
経 常 利 益(百万円)		1,157	580	487	1,440
当 期 純 利 益(百万円)		642	477	470	1,106
1株当たり当期純利益(円. 銭)		76.68	57.07	56.17	132.24
総 資 産 額(百万円)		34,942	30,527	31,901	35,799
純 資 産 額(百万円)		11,939	11,993	12,504	13,323
1株当たり純資産額(円. 銭)		1,425.44	1,432.55	1,494.00	1,592.13

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北 陸 興 産 (株)	80百万円	100%	不動産の賃貸および保険代理業
朝 日 電 子 (株)	50百万円	100%	チップ抵抗器の製造
ダイワ電機精工(株)	80百万円	91%	金型の製造販売
HDKマイクロデバイス(株)	450百万円	100%	モジュール製品の製造
北電マレーシア(株)	125百万M\$	100%	回路基板の製造販売
上海北陸微電子(有)	27百万US\$	100%	モジュール製品の製造販売
北陸電気(広東)(有)	6百万US\$	100%	抵抗器の製造
天津北陸電気(有)	4百万US\$	100%	電子デバイスの製造
北陸(上海)国際貿易(有)	4百万US\$	100%	電子部品の販売
北陸シンガポール(株)	13百万S\$	100%	電子部品の販売
HDKタイランド(株)	152百万THB	100%	モジュール製品の製造販売

(注) 北電マレーシア(株)、上海北陸微電子(有)、HDKタイランド(株)の当社の出資比率のうち、間接所有分はそれぞれ、21%、70%、100%であります。

## (7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品 ま た は 業 種
電子部品	抵抗器、モジュール製品、電子デバイス、その他の電子部品
金型・機械設備	金型製造業、機械製造業
その他	非直線素子の仕入販売、不動産賃貸業、保険代理業



(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	富山県富山市	機構部品工場	富山県富山市
東京営業所	東京都品川区	高周波部品工場	//
大阪営業所	大阪府枚方市	P R C工場	富山県立山町
北関東営業所	埼玉県熊谷市	榆原工場	富山県富山市
静岡営業所	静岡県静岡市	圧電工場	//
北陸営業所	富山県富山市	HDKマイクロデバイス(株)	//
名古屋営業所	愛知県名古屋市	朝日電子(株)本社工場	富山県朝日町
北陸興産(株)本社営業所	富山県富山市	野村エンジニアリング(株)	神奈川県大和市
皮膜工場	//	北電マレーシア(株)本社工場	マレーシアジョホール州
		上海北陸微電子(株)本社工場	中国上海市

(注) 上記の他、販売子会社をアメリカ、シンガポール、中国、タイ、香港に、製造子会社を中国、タイに有しております。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
1,888名	85名減

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	3,791百万円
株 式 会 社 北 國 銀 行	1,386
株 式 会 社 富 山 銀 行	1,190
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,105
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	955
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	949

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,250,099株 (うち自己株式881,924株)  
(3) 株主数 6,650名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	941千株	11.25%
北 電 工 取 引 先 持 株 会	412	4.93
北 電 工 従 業 員 持 株 会	352	4.21
株 式 会 社 北 陸 銀 行	331	3.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	263	3.15
株 式 会 社 北 國 銀 行	218	2.61
成 川 武 彦	185	2.21
前 田 建 設 工 業 株 式 会 社	164	1.97
株 式 会 社 富 山 銀 行	139	1.67
コ ー セ ル 株 式 会 社	112	1.35

- (注) 1. 当社は自己株式881千株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (881千株) を除いて計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	多田守男	
専務取締役	谷川聡	開発本部長
常務取締役	山下立正	管理本部長 北陸興産(株)代表取締役
取締役	高田裕弘	経営戦略室長
取締役（監査等委員・常勤）	山下進	
取締役（監査等委員）	北之園雅章	桜川綜合法律事務所弁護士
取締役（監査等委員）	菊島聡史	堤商事(株)代表取締役社長
取締役（監査等委員）	井村一明	井村一明税理士事務所所長 中村留精密工業(株)社外監査役

- (注) 1. 2021年6月25日付で、谷川聡氏は常務取締役から専務取締役に就任いたしました。
2. 2021年6月25日開催の第87回定時株主総会において、高田裕弘氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山下進氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）北之園雅章氏、菊島聡史氏および井村一明氏は社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）北之園雅章氏は、弁護士の資格を有しております。
6. 取締役（監査等委員）菊島聡史氏は、2021年6月28日付でほくほく債権回収(株)の代表取締役社長を退任し、同年6月30日に堤商事(株)の代表取締役社長に就任しております。長年金融機関に勤務し要職に携わってきた経歴から、金融および経済に関して相当程度の知見を有しております。
7. 2021年6月25日開催の第87回定時株主総会において、井村一明氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。井村一明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役（監査等委員）北之園雅章氏および井村一明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等を除く。）。

## (2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
津田 信治	2021年6月25日	任期満了	代表取締役会長
坂本 重一	2021年6月25日	任期満了	取締役（監査等委員） 坂本重一税理士事務所所長 伏木海陸運送(株)社外監査役

## (3) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬については、基本報酬としております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役員のキャリア要件ならびに業績等を勘案し、その役割と責務に相応しい水準として策定し、毎年6月の取締役会にて決定します。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により決定します。

#### ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととしております。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長多田守男に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案し各取締役の役割と責務を検討するには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、2021年度より指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認することとしております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
		基 本 報 酬
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (-)	88百万円 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (4名)	28百万円 (13百万円)
合 計 (うち社外取締役)	10名 (4名)	116百万円 (13百万円)

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)1名および取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、6名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名です。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役(監査等委員)北之園雅章氏は、桜川綜合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・ 取締役(監査等委員)菊島聡史氏は、2021年6月28日付でほくほく債権回収(株)の代表取締役社長を退任し、同年6月30日に堤商事(株)の代表取締役社長に就任しております。

当社と両社との間に特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）井村一明氏は、井村一明税理士事務所所長および中村留精密工業(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	北之園 雅 章	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	菊 島 聡 史	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。主に金融や経済の見地や企業経営者としての経験から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コーポレート・ガバナンス等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	井 村 一 明	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに、また監査等委員会10回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	28百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性および報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、北電マレーシア(株)、上海北陸微電子(有)、北陸電気(広東)(有)、天津北陸電気(有)、北陸(上海)国際貿易(有)、北陸シンガポール(株)、HDKタイランド(株)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した事項の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 「北陸電気工業グループ行動憲章」を定めコンプライアンス体制の整備および維持を図る。

日本語、英語、中国語で作成して当社海外子会社にも配布、当社グループの役員および従業員に対して遵守することを求める。内部監査部門として業務監査部を設置し、内部統制システムが有効に機能していることを書類監査および現地監査で確認する。
  - (b) 法令違反その他のコンプライアンスに関する従業員からの相談窓口を総務部、労働組合、顧問弁護士等に設置する。
  - (c) 業務監査部は、監査等委員会と連携を図り当社グループ全体の監査を行い法令遵守体制および社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、被監査部門のみならず本社関係部門並びに代表取締役および監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (a) 取締役会の議事録、稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」「情報セキュリティ規定」等に基づき適切に保存および管理する。
  - (b) 前項の情報は、取締役会による取締役の職務執行の監督または監査等委員会による取締役の職務執行の監査および監督にあたり必要と認めるときは、いつでも閲覧することができる。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - (a) 「リスク管理規定」および「緊急事態対応規定」を定め、事業に伴う各種のリスクを想定し、管理責任者を決定し同規定に従ったリスク管理体制を構築する。「事業継続計画」を定め、危険発生に対して速やかな事業継続体制を整備する。損失の危険が大きい場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損失の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。加えて、事後の再発防止策の策定も行う。
  - (b) 子会社に係る各種リスクの把握、分析、対応策を検討するとともに、当社担当部門と連絡・連携し、リスクの予防と発生した場合の対処につき整備し運用する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社グループ経営方針に基づき、事業本部、営業本部および子会社が策定した年度計画を審議し、年度予算を決定する。



- (b) 取締役等の職務権限と担当業務を、「取締役会規則」、「組織規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」等に基づき明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。子会社においても職務権限と担当業務を明確にして、事業本部、営業本部と連携のうえ職務の執行をする。
- (c) 執行役員制度を導入し業務執行責任を明確にするとともに、取締役会では取締役および執行役員業務執行状況の監督を行う。
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 

「子会社管理規定」に基づき、各子会社は当社へ決裁申請、各種報告等を行う。また代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、常勤監査等委員および執行役員が参加し四半期毎に開催される「トップヒアリング」に海外子会社の取締役等を必要に応じて招聘し業務執行状況その他経営上の問題の報告を受ける。国内子会社の取締役等は、取締役会、経営戦略会議、およびその他の重要な会議に参加して事業執行状況や問題等を当社に報告をする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、業務監査部に所属する使用人に職務を補助することを委任する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
  - (a) 業務監査部の人事・組織の変更については予め監査等委員会の同意を必要とする。
  - (b) 委任を受けた当該使用人が業務監査部の業務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）等および使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
  - (a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）等および使用人は、監査等委員会から業務に関して報告を求められた場合は遅滞なく報告する。また、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項を知った場合は監査等委員会に遅滞なく報告する。
  - (b) 「苦情、相談、通報処理規定」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会等への適切な報告体制を確保する。
  - (c) 監査等委員会に報告を行った者に当該報告を行ったことを原因として不利な取扱をすることを禁止する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には当該請求に掛かる費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除きこれに応じる。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員が経営戦略会議や取締役会その他重要な会議に出席する等、経営課題や業務運営上の重要課題について代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員等と意見交換を行う機会を確保する。
  - (b) 監査等委員会は、業務監査部から内部監査の報告を受けるとともに、代表取締役と協議のうえで特定の事項について経理部門その他当社各部門に監査への協力を依頼することができる。
  - (c) 監査等委員会は、定期的に会計監査人および業務監査部と意見交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制について
- (a) 財務報告を適正に行うため、規定および手順等を定め財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
  - (b) ガバナンス室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要があるときは、速やかに代表取締役および監査等委員会に報告するとともに当該部門はその対策を講じる。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況について
- (a) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然として対応する。
  - (b) 反社会的勢力排除に向けては、本社総務部門を対応部署と定め、警察や外部専門機関との連絡体制を構築し、情報の収集を行う。行動規範、マニュアル等を作成し社内連絡体制を周知徹底する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社は、当社グループの行動規範として「北陸電気工業グループ行動憲章」を定め、役員および従業員が社会的責任を自覚し誠実かつ倫理的な事業活動を推進するよう徹底しております。

また、当社および当社グループ各社に対し、内部統制システム全般の整備・運用状況について業務監査部が定期的にモニタリングし、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、必要な是正・改善を進めております。

### ② リスク管理

「リスク管理規定」に基づき、リスク管理委員会を開催し、子会社を含めた各種リスクに対する確な管理活動を推進するとともに、活動状況について取締役会への報告を行っております。

### ③ 取締役等の職務執行

月1回程度の定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行うほか、幹部社員が出席する経営戦略会議やトップヒアリングを開催し、当社グループの経営方針を含めた様々な議論を通じ、情報の伝達等を行っており、取締役会の意思決定を補完しております。

### ④ 監査等委員会の監査の実効性の確保

監査等委員は当社取締役会に加え、経営戦略会議等の重要な会議に出席しております。また、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人との意見交換を行い、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、会計監査人および業務監査部との双方向の情報交換や、当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

## 7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

もとより、当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと考えており、係る買付けを一律に否定するものではありません。また、これを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思に委ねられるべきものと考えております。

大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。しかしながら、近時の、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意形成のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模買付行為を強行するといった動きがなされる可能性も決して否定できません。

大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役会としての責務であると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

### ① 当社グループの事業運営の基本的な考え方

当社グループは、「誠実をもって仕事に励む」「責任を自覚しお互いに協力する」「良い製品をつくり社会の発展に尽くす」という創業以来のものづくりの精神に基づき、時代のニーズ、また、お客様の要求に適合した製品を開発・提供することにより、当社グループの企業価値を安定的かつ継続的に向上させていくことが株主共同の利益の実現に資するものと考え、経営に取り組んでおります。

加えまして、経営の透明性、公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループのお取引先・仕入先・金融機関・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めることにより社会的使命を果たすよう努めております。

### ② 重点施策等

#### (a) 重点施策

市場における需要構造の変化を大きなチャンスととらえ、当社が創業以来培ってきた要素技術、薄膜技術、実装・回路設計技術、MEMS技術、無線技術等を活かし、お客様のニーズに応え、更には創造提案できる商品の開発を機動的に実行し、市場投入することで収益拡大を押し進めてまいります。

自動車電装化の進展、機器の高機能化、IoTなど技術革新が進む市場の変化に対応した取組みに努めてまいります。

また、アライアンス等を有効活用することにより相互補完を行い、お客様が求める製品を迅速、効率的、かつ機動的に提供することで収益拡大をはかってまいります。

#### (b) 生産体制の強化

会社全体の『見える化』を推進しており、事業体の状況をリアルタイムに、かつ一元的に把握・管理・共有することで、事前対処や未然防止策を講じることのできる体制の構築を推進しております。これをツールとして有効活用し、全社展開・定着化させることで生産体制の強化をはかり、お客様が求める品質・コスト・納期・サービスを提供することで収益を拡大してまいります。

#### (c) 人財の強化・育成

当社グループでは、企業の持続的な成長を図るうえで「企業は人なり」の言葉通り、人材を「人財」ととらえ、一人一人の個性を大切に、安全で働きやすい職場環境の維持・向上に努め、多様な人財が安心して生き生きと活躍できる環境づくりに取り組んでおります。

#### (d) 企業価値を高め、社会的な使命を果たす

持続的な収益力向上に加え、技術力、取引先との良好な信頼関係、人的資産等を企業力の根源と認識し、多様なステークホルダーに対する適正な還元を通じて、企業としての社会的な使命を果たします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題のひとつとして位置付け安定的配当および財務体質の強化を勘案しながら自己株式の取得など積極的に取り組んでまいりました。

また、当社は、中・長期的展望に立って経営資源の拡充に努め、重点施策の実現を目指し、透明感をもった経営を実践することにより、企業価値の最大化にグループをあげて取り組んでまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、その後、2011年6月29日開催の第77回定時株主総会、2014年6月27日開催の第80回定時株主総会、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会および2020年6月26日開催の第86回定時株主総会において、有効期限を2023年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとして株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、第86回定時株主総会において継続をご承認いただいた対策案を「本施策」といいます。）。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とし、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請し、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意

見を最大限尊重することといたしました。

なお、本施策の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2020年5月8日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご覧ください。

(3) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記(2)①②の取組み）について

上記(2)①②に記載した企業価値向上のための取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(2)③の取組み）について

本施策は、上記(2)③および当社ホームページに掲載の2020年5月8日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」に記載のとおり、その内容において、当社の基本方針に沿うものであり、かつ、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するための工夫がなされ、さらに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって継続されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、期末配当金につきましては、財務基盤の強化と株主の皆様への利益還元を両立すべく、業績、当社グループを取り巻く環境、将来の事業展開に備えた内部留保および安定配当の維持を総合的に勘案することを基本方針としております。

配当金の決定機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

当事業年度における配当につきましては、1株あたり45円00銭（普通株式45円00銭）とすることといたしました。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>27,858</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,827</b>
現金及び預金	7,006	支払手形及び買掛金	7,491
受取手形及び売掛金	11,065	短期借入金	4,617
商品及び製品	1,599	未払法人税等	715
仕掛品	3,250	賞与引当金	458
原材料及び貯蔵品	3,068	その他	1,544
その他	1,886	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,181</b>
貸倒引当金	△ 17	長期借入金	5,186
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,100</b>	リース債務	171
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,806</b>	繰延税金負債	4
建物及び構築物	2,505	再評価に係る繰延税金負債	318
機械装置及び運搬具	3,191	退職給付に係る負債	4,435
土地	2,847	その他	64
その他	261	<b>負 債 合 計</b>	<b>25,008</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>482</b>	(純 資 産 の 部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,811</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,611</b>
投資有価証券	1,096	資本金	5,200
繰延税金資産	1,528	資本剰余金	5,039
その他	1,222	利益剰余金	5,533
貸倒引当金	△ 36	自己株式	△ 1,160
<b>資 産 合 計</b>	<b>40,959</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,338</b>
		その他有価証券評価差額金	87
		土地再評価差額金	665
		為替換算調整勘定	706
		退職給付に係る調整累計額	△ 120
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,950</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>40,959</b>

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,448
売上原価	33,486
売上総利益	6,961
販売費及び一般管理費	4,885
営業利益	2,075
営業外収益	612
受取利息及び受取配当金	68
為替差益	392
その他	151
営業外費用	140
支払利息	54
その他	86
経常利益	2,548
特別利益	73
固定資産売却益	0
保険解約返戻金	47
受取保険金	14
その他	10
特別損失	120
固定資産売却損	7
固定資産除却損	68
保険解約損	31
その他	12
税金等調整前当期純利益	2,501
法人税、住民税及び事業税	708
法人税等調整額	△ 155
当期純利益	1,949
親会社株主に帰属する当期純利益	1,949

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
<b>当 期 首 残 高</b>	5,200	5,039	3,815	△ 1,158	12,896
<b>当 期 変 動 額</b>	-	-	1,717	△ 2	1,715
剰余金の配当			△ 251		△ 251
親会社株主に帰属する当期純利益			1,949		1,949
自己株式の取得				△ 2	△ 2
土地再評価差額金の取崩			19		19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
<b>当 期 末 残 高</b>	5,200	5,039	5,533	△ 1,160	14,611

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
<b>当 期 首 残 高</b>	117	685	△ 233	△ 178	390	13,287
<b>当 期 変 動 額</b>	△ 30	△ 19	939	58	948	2,663
剰余金の配当						△ 251
親会社株主に帰属する当期純利益						1,949
自己株式の取得						△ 2
土地再評価差額金の取崩						19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 30	△ 19	939	58	948	948
<b>当 期 末 残 高</b>	87	665	706	△ 120	1,338	15,950

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	2,501
減価償却費	1,069
売上債権の増加額	△ 2,402
棚卸資産の増加額	△ 2,712
仕入債務の増加額	1,360
その他	△ 726
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 909</b>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 1,153
その他	89
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 1,064</b>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増額	1,000
長期借入金の純減額	△ 462
自己株式の取得による支出	△ 2
配当金の支払額	△ 251
その他	△ 260
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>23</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	505
現金及び現金同等物の減少額	△ 1,444
現金及び現金同等物の期首残高	6,849
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>5,404</b>

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,134</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>13,801</b>
現金及び預金	1,886	電子記録債務	77
受取手形	187	買掛金	6,564
売掛金	9,788	短期借入金	4,585
商品及び製品	420	未払法人税等	592
仕掛品	769	未払金	1,280
原材料及び貯蔵品	16	賞与引当金	275
未収入金	2,293	その他	425
その他	771	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,675</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>19,664</b>	長期借入金	4,952
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,190</b>	再評価に係る繰延税金負債	318
建物	1,282	退職給付引当金	3,286
構築物	58	その他	117
機械及び装置	1,746	<b>負 債 合 計</b>	<b>22,476</b>
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	138	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,871</b>
土地	1,962	資本金	5,200
建設仮勘定	1	資本剰余金	5,108
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>338</b>	資本準備金	462
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,136</b>	その他資本剰余金	4,645
投資有価証券	1,006	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,724</b>
関係会社株式	10,578	利益準備金	400
長期貸付金	558	その他利益剰余金	
繰延税金資産	1,249	繰越利益剰余金	3,324
その他	929	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 1,160</b>
貸倒引当金	△ 186	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>451</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>35,799</b>	その他有価証券評価差額金	77
		土地再評価差額金	374
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,323</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>35,799</b>

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	34,649
売 上 原 価	30,954
売 上 総 利 益	3,694
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,909
営 業 利 益	785
営 業 外 収 益	1,044
受 取 利 息 及 び 配 当 金	273
設 備 賃 貸 料	332
為 替 差 益	398
そ の 他	41
営 業 外 費 用	389
支 払 利 息	44
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	247
そ の 他	96
経 常 利 益	1,440
特 別 利 益	47
固 定 資 産 売 却 益	0
保 険 解 約 返 戻 金	43
そ の 他	3
特 別 損 失	106
固 定 資 産 売 却 損	3
固 定 資 産 除 却 損	58
保 険 解 約 損	31
そ の 他	12
税 引 前 当 期 純 利 益	1,381
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	356
法 人 税 等 調 整 額	△ 82
当 期 純 利 益	1,106

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金		
<b>当 期 首 残 高</b>	5,200	462	4,645	374	2,474	△ 1,158	11,998
<b>当 期 変 動 額</b>	-	-	-	25	849	△ 2	872
剰余金の配当				25	△ 276		△ 251
当期純利益					1,106		1,106
自己株式の取得						△ 2	△ 2
土地再評価差額金の取崩					19		19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
<b>当 期 末 残 高</b>	5,200	462	4,645	400	3,324	△ 1,160	12,871

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合	
<b>当 期 首 残 高</b>	111	393	505	12,504
<b>当 期 変 動 額</b>	△ 34	△ 19	△ 54	818
剰余金の配当				△ 251
当期純利益				1,106
自己株式の取得				△ 2
土地再評価差額金の取崩				19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 34	△ 19	△ 54	△ 54
<b>当 期 末 残 高</b>	77	374	451	13,323

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

北陸電気工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋田秀樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐忠	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

北陸電気工業株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五 十 嵐 忠 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及び八に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

北陸電気工業株式会社	監査等委員会
取締役常勤監査等委員	山下進 ㊟
社外取締役監査等委員	北之園雅章 ㊟
社外取締役監査等委員	菊島聡史 ㊟
社外取締役監査等委員	井村一明 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案およびその参考資料

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1)目的の追加

新規事業として、製品等の賃貸を事業目的に追加します。

##### (2)株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 抵抗器、複合部品、コンデンサーおよびその他電子部品等の製造ならびに販売。	1. 抵抗器、複合部品、コンデンサーおよびその他電子部品等の製造、 <u>販売</u> ならびに賃貸。
2. 電子装置、機械器具およびその附属品、部品、材料等の製造ならびに販売。	2. 電子装置、機械器具およびその附属品、部品、材料等の製造、 <u>販売</u> ならびに賃貸。
3. 前各号に付随または関連する一切の事業。	3. 前各号に付随または関連する一切の事業。
第3条～第12条 (条文省略)	第3条～第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第14条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1～2 (条文省略)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条～2 (現行どおり)</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第13条の削除および変更後定款第13条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式の数
1 【再任】	た だ も り お 多 田 守 男 (1957年11月6日)	1980年4月 当社入社 1999年7月 当社電子部品事業部機構部品製造部長 2005年6月 当社コンポーネント事業本部長 2008年7月 当社執行役員コンポーネント事業本部長 2011年6月 当社取締役高周波部品事業本部長 2015年7月 当社取締役営業本部長 2017年6月 当社常務取締役営業本部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）  【候補者とした理由】 当社製造・営業部門での豊富な経験と実績を有しており、2018年に代表取締役社長に就任して以来、当社の企業価値向上のためのリーダーシップを発揮しております。経営全般に関する豊富な経験と高い見識を活かして、今後も経営を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者となりました。	12,900株
2 【再任】	た に か わ さ と し 谷 川 聡 (1958年8月26日)	1982年4月 当社入社 2002年7月 当社システム事業本部長 2004年7月 当社執行役員システム事業本部長 2006年6月 当社取締役システム事業本部長 2010年8月 当社取締役HDKマイクロデバイス(株)代表取締役社長 2013年7月 当社取締役アドバンスデバイス開発本部長 2017年4月 当社取締役開発本部長 2018年6月 当社常務取締役開発本部長 2021年6月 当社専務取締役開発本部長（現任）  【候補者とした理由】 当社製造・開発部門での豊富な経験と実績を有しており、現在は開発部門全般の業務執行に携わっております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	12,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3 【再任】	しも さか りゅう しょう 下坂立正 (1959年12月3日)	1982年4月 (株)北陸銀行入行 2012年10月 同行監査部担当部長 2014年7月 当社入社 社長付部長 2014年11月 当社管理本部長 2015年7月 当社執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長 2018年6月 当社常務取締役管理本部長(現任)  (重要な兼職の状況) 北陸興産(株)代表取締役  【候補者とした理由】 管理部門での業務執行を通じ、相当程度の知識と経験を有し、現在、管理部門全般の統括業務に携わっております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といいたしました。	7,100株
4 【再任】	たか た やす ひろ 高田裕弘 (1959年9月15日)	1982年4月 当社入社 2007年7月 当社システム事業本部開発部長 2012年3月 当社モジュール開発営業部長 2015年7月 当社品質保証部長 2016年4月 北電マレーシア(株)マネージングディレクター 2019年7月 当社執行役員経営戦略室長 2021年6月 当社取締役経営戦略室長(現任)  【候補者とした理由】 製造・品質、営業、海外部門等での豊富な経験と実績を有しており、現在は、経営戦略全般の業務執行に携わっております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といいたしました。	3,800株
5 【新任】	にし むら ゆう じ 西村裕司 (1965年1月15日)	1989年4月 当社入社 1999年7月 当社名古屋営業所長 2015年7月 当社高周波部品事業本部製造部長 2017年4月 当社コンポーネント事業本部長 2019年7月 当社執行役員コンポーネント事業本部長(現任)  【候補者とした理由】 当社営業、製造部門等での豊富な経験と実績を有しており、現在は、コンポーネント事業全般の業務執行に携わっております。これらの経験と知見が、当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といいたしました。	2,906株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
6 【新任】	むら かみ よし のり 村 上 吉 憲 (1966年6月17日)	1989年 4月 当社入社 2013年 7月 HDKマイクロデバイス(株)開発部長 2014年 7月 上海北陸微電子(株)董事長 2018年 7月 HDKマイクロデバイス(株)代表取締役社長 (現任) 2019年 7月 当社執行役員 (現任)	1,415株
		【候補者とした理由】 当社製造・開発、海外部門等での豊富な経験と実績を有しており、現在は、HDKマイクロデバイス(株)全般の業務執行に携わっております。これらの経験と知見が、当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりです。  
監査等委員会は、当社の取締役の選任について、指名・報酬諮問委員会での議論を含めて検討を行った結果、各候補者の資質や業務状況、取締役会の監督機能の実効性および企業価値の向上等の観点において、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等を除く。）。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



(ご参考) 役員の構成 (2022年6月29日以降の予定)

各取締役が有する主な専門性、経験等は以下のとおりです。

氏名 地位等	経営全般	業界知識	国際 経験	営業/ マーケティング	技術/ 研究開発	財務/ 会計	法務/ リスク管理
多田守男 再任 代表取締役社長	○	○	○	○	○	○	
谷川 聡 再任 専務取締役		○		○	○		
下坂立正 再任 常務取締役						○	○
高田裕弘 再任 取締役		○	○	○	○		
西村裕司 新任 取締役		○		○	○		
村上吉憲 新任 取締役		○	○	○	○		
山下 進 取締役常勤監査等委員		○		○		○	
北之園雅章 独立、社外 取締役監査等委員							○
菊島聡史 独立、社外 取締役監査等委員	○					○	○
井村一明 独立、社外 取締役監査等委員						○	

招集通知

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬制度の改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当社は対象取締役の報酬額を固定報酬としておりましたが、今般、報酬制度の見直しの一環として、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、固定報酬に加え業績指標を反映した金銭報酬として業績連動報酬を支給することとしたいと存じます。業績連動報酬は、直近の決算期における連結売上高および連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払うことといたします。

これに伴う報酬限度額は固定報酬と業績連動報酬を含め、ご承認いただいております年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

今般、当社は報酬制度の見直しの一環として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

現在の対象取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案は、第3号議案と同様、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

(ご参考)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

(第3号議案、第4号議案が承認可決されることを条件として変更予定)

①取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主の皆様の利益と連動した報酬体系とし、各取締役の報酬決定に際しては、役員のキャリア要件ならびに業績等を勘案し、役割と責務に相応しい水準とすることを基本方針に、毎年取締役会にて決定する。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（株式報酬）から構成する。

ロ. 固定報酬の額等に関する方針（報酬等を与える時期等の決定を含む。）

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬および非金銭報酬の内容および額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む。）に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、直近の決算期における連結売上高および連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払う。

非金銭報酬は、株主との価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。サステナビリティへの取組等の非財務状況も勘案し、毎年一定の時期に付与する。業務執行取締役は、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬に充てるものとされた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとする。

二. 個人別の報酬等の内容に関する決定の方法

個人別の報酬額および支払い時期については、取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととする。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長多田守男に対し各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案し各取締役の役割と責務を検討するには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認することとしております。

以上

memo

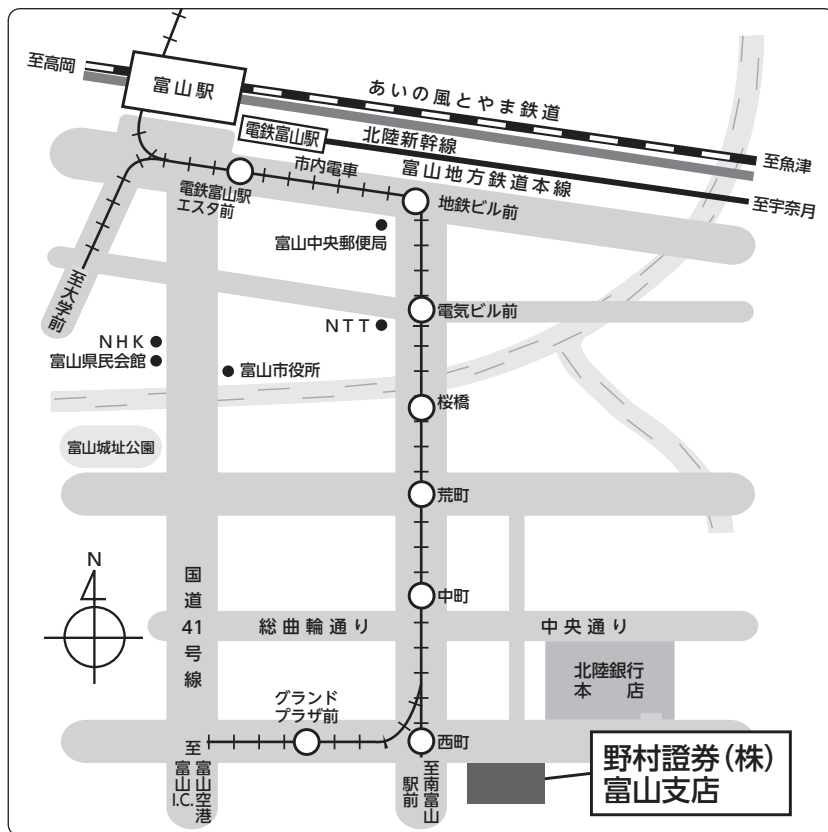
memo

# 株主総会会場ご案内図

野村證券(株)富山支店

富山市堤町通り1丁目4番3号

電話 (076) 421-7561(代)



新型コロナウイルス感染予防のため、株主総会へのご来場をお控えさせていただいておりますことから、お車でお越しいただきましても駐車場をご用意しておりませんのであらかじめご了承願います。

